

ASNOVA

第 12 期
定時株主総会
招 集 ご 通 知

日時 2025年6月26日（木曜日）
午前10時

場所 名古屋市中村区平池町四丁目
60番地の12 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール
3階 中会議室301+302

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件

株式会社ASNOVA

証券コード：9223

証券コード9223
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

株 主 各 位

名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12
グ ロー バ ル ゲ ー ト 26 階
株 式 会 社 A S N O V A
代表取締役社長 上 田 桂 司

第12期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.asnova.co.jp>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名」に「A S N O V A」又は「コード」に当社証券コード「9223」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール3階 中会議室301+302
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役4名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - （1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - （2）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - （3）インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - （4）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - （5）議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本総会におきましては、当社役職員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。ご了承くださいますようお願い申し上げます。株主様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 事前にご行使いただく場合

### ● 書面による議決権行使 ●

#### 行使期限

**2025年6月25日(水曜日)**  
午後6時到着分まで

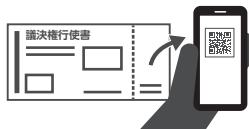


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### ● 「スマート行使」によるご行使 ●

#### 行使期限

**2025年6月25日(水曜日)**  
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細は次ページをご覧ください。

### ● パソコン等によるご行使 ●

#### 行使期限

**2025年6月25日(水曜日)**  
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は次ページをご覧ください。

## 当日ご出席される場合

### ● 株主総会へ出席 ●



#### 株主総会開催日時

**2025年6月26日(木曜日)**  
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) インターネット(「スマート行使」を含む。)と書面(郵送)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

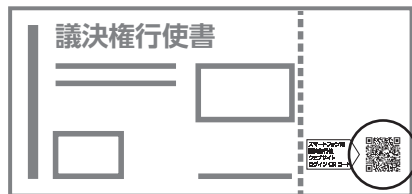
議決権行使に関する  
パソコン等の操作方法について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

## ●「スマート行使」によるご行使●

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

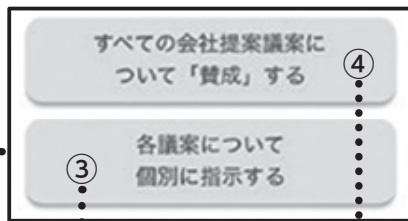


※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### ②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと  
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。



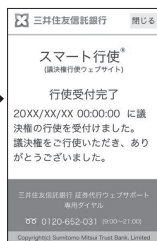
### ③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

### ④全ての会社提案議案について「賛成」する

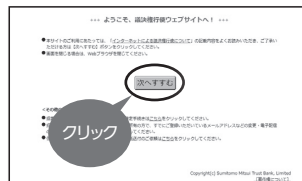


確認画面で  
問題なければ  
「この内容で  
行使する」  
ボタンを押して  
行使完了!

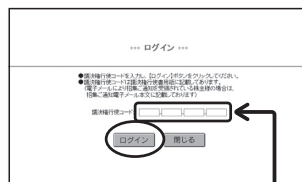
## ●パソコン等によるご行使●

### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



### ②ログインする

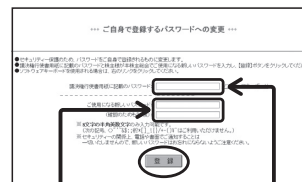


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### ③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金1円 総額は12,437,852円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となっております。

当社は、予期しない感染症や自然災害等の大規模災害発生時のリスクの低減、社会のデジタル化の推進等を念頭に、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆さまの利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条に第2項を新設するものであります。

当面は新たな感染症の拡大や大規模災害の発生等緊急事態が発生し、株主総会を現実に行ううえ株主の皆さまにご出席頂くことが困難な場合で、かつ開催準備が可能な場合に限り実施することとします。現時点において場所の定めのない株主総会を実施する予定はありませんが、当社が場所の定めのない株主総会を実施する場合には、取締役会において、株主の皆さまの権利行使の保障を最優先として、その必要性及び妥当性について慎重に審議し、決議するとともに、開催の背景及び開催要領の詳細につきまして、株主総会の招集に際してお知らせいたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                               | 変 更 案                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 株主総会<br>(株主総会の招集)<br>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。<br><br>(新設) | 第3章 株主総会<br>(株主総会の招集)<br>第12条 (現行通り)<br><br><u>2 株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> |



### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                    | 所 有 す る<br>当社の株式の数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1          | 再 任<br>うえ だ けい じ<br>上 田 桂 司<br>(1975年 7 月 3 日)                                                          | 1999年 4 月 株式会社三栄コーポレーション入社<br>1999年 9 月 上田建機株式会社入社<br>2007年 4 月 同社専務取締役<br>2013年12月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）                                                                                                           | 3,975,800株         |
|            | [取締役候補者とした理由]<br>当社創業者として、事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。 |                                                                                                                                                                                                                  |                    |
| 2          | 再 任<br>か とう だい すけ<br>加 藤 大 介<br>(1984年 11 月 11 日)                                                       | 2007年 4 月 ガステックサービス株式会社（現サーラエナジー株式会社）入社<br>2010年 4 月 株式会社プロトコーポレーション入社<br>2017年 9 月 株式会社XO（現モノ・ループ株式会社）入社<br>2018年 8 月 株式会社コプロ・ホールディングス入社<br>2020年10月 当社管理本部理事<br>2020年11月 当社取締役就任<br>2021年 2 月 当社取締役管理本部長就任（現任） | 4,000株             |
|            | [取締役候補者とした理由]<br>管理本部を管掌する取締役として、経理・財務及び総務の豊富な経験と幅広い知見を有していることから取締役候補者としております。                          |                                                                                                                                                                                                                  |                    |
| 3          | 再 任<br>もり した あきら<br>森 下 哲<br>(1974年 10 月 11 日)                                                          | 1997年 4 月 株式会社三共入社<br>2017年 4 月 当社営業部長<br>2021年 6 月 当社取締役仮設事業本部長就任（現任）                                                                                                                                           | 7,200株             |
|            | [取締役候補者とした理由]<br>仮設事業本部を管掌する取締役として、仮設足場のレンタル及び販売に豊富な経験と幅広い知見を有していることから取締役候補者としております。                    |                                                                                                                                                                                                                  |                    |



| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4                                                                                                                                                                                          | <div>再 任</div> <div>社 外 独立役員</div> <div>うめ した しょうたろう<br/>梅 下 翔太郎<br/>(1985年 8 月 6 日)</div> | 2008年12月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2012年10月 公認会計士登録<br>2017年 1 月 セレンディップ・コンサルティング株式会社（現セレンディップ・ホールディングス株式会社）入社<br>2017年 3 月 株式会社協立製作所取締役就任<br>2018年 8 月 三井屋工業株式会社取締役専務執行役員就任<br>2019年 6 月 当社社外取締役就任（現任）<br>2020年12月 株式会社アベックス取締役就任<br>2022年 4 月 セレンディップ・ホールディングス株式会社コンサルティング事業部担当執行役員<br>2023年 4 月 セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社取締役（現任）<br>2023年 4 月 セレンディップ・ホールディングス株式会社インベストメント担当執行役員（現任）<br>2023年 6 月 白金鍍金工業株式会社取締役就任<br>2024年12月 三河鉱産株式会社取締役就任（現任）<br>2025年 5 月 株式会社T.K.R代表取締役就任（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社取締役<br>セレンディップ・ホールディングス株式会社インベストメント担当執行役員<br>三河鉱産株式会社取締役<br>株式会社T.K.R代表取締役 | —                  |
| [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]<br>梅下翔太郎氏は、経営に関する広い見識を有していることに加え、他社においても取締役を務めていることも鑑み、経営の監督役として適任と判断し、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。 |                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 梅下翔太郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者である梅下翔太郎氏は、現在親会社であるセレンディップ・ホールディングス株式会社の業務を執行しております。なお、当社における地位及び担当につきましては、「略歴、当社における地位及び担当」に記載のとおりであります。
4. 梅下翔太郎氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

5. 当社は、梅下翔太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、梅下翔太郎氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 当社は、取締役を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担いたしており、被保険者による保険料負担はありません。当該保険契約の内容は、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。各取締役候補者の選任が承認され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2025年3月31日現在のものであります。

以 上

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用、所得環境の改善やインバウンド需要の復調などを背景に引き続き緩やかに景気は持ち直しの動きが見られました。一方、エネルギー価格や原材料価格は依然として高位に推移し、不安定な国際情勢や世界経済の混乱など先行きは不透明な状況が続いております。また、当社グループの業績に影響を与える国内建設業界におきましては、公共投資は引き続き堅調に推移しましたが、民間投資については建築資材の高騰や金利上昇の懸念を背景に住宅市場における新築着工戸数は緩やかに回復しているものの低位に推移し、当社経営環境へ影響を及ぼす可能性があり、注視が必要な状況であります。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、仮設機材のレンタルから販売に至るまでワンストップで行えるサービスの強みを活かし、引き続き顧客満足度の向上に取り組んでまいりました。当社グループが扱う仮設機材価格は引き続き高騰しており、購入を控える動きに伴って仮設機材レンタルの需要が高まっております。当社グループにおきましては、需要に応えるべく賃貸資産への積極的な投資を実施するとともに、2024年9月に千葉県柏市、2024年10月に熊本県熊本市に新規機材センターを開設いたしました。

以上の結果、売上高は、4,266百万円(前期比12.7%増)、営業利益は売上高が増加した一方で、積極的な賃貸資産の投資に伴う減価償却費の増加、M&Aによる株式取得関連費用計上の影響を受け48百万円(同86.1%減)、経常利益は45百万円(同86.0%減)、親会社株主に帰属する当期純損失は24百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益210百万円)となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は2,993百万円で、その主なものは次のとおりです。

当連結会計年度中の主な投資

|      |             |          |
|------|-------------|----------|
| 賃貸資産 | 仮設機材の購入     | 2,066百万円 |
| 土地   | 機材センター用地の取得 | 585百万円   |

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において設備投資資金及びM&Aによる株式取得資金の確保を目的として長期借入金4,200百万円、短期借入金1,400百万円の調達を行いました。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                                      | 第 9 期<br>(2022年 3 月期) | 第 10 期<br>(2023年 3 月期) | 第 11 期<br>(2024年 3 月期) | 第 12 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年 3 月期) |
|----------------------------------------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                                              | —                     | 3,141                  | 3,785                  | 4,266                               |
| 経 常 利 益 (百万円)                                            | —                     | 212                    | 324                    | 45                                  |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属<br>する当期純損失(△)<br>(百万円) | —                     | 144                    | 210                    | △24                                 |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)<br>(円)                     | —                     | 11.79                  | 16.99                  | △1.99                               |
| 総 資 産 (百万円)                                              | —                     | 7,289                  | 9,386                  | 12,958                              |
| 純 資 産 (百万円)                                              | —                     | 2,789                  | 3,027                  | 2,979                               |
| 1株当たり純資産 (円)                                             | —                     | 226.12                 | 243.40                 | 239.52                              |

- (注) 1. 第10期より連結計算書類を作成しているため、第9期の各数値については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
4. 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
5. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

|                 | 第 9 期<br>(2022年 3 月期) | 第 10 期<br>(2023年 3 月期) | 第 11 期<br>(2024年 3 月期) | 第 12 期<br>(当事業年度)<br>(2025年 3 月期) |
|-----------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 2,679                 | 3,141                  | 3,919                  | 4,368                             |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 287                   | 226                    | 461                    | 373                               |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 204                   | 156                    | 333                    | 72                                |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 18.77                 | 12.75                  | 26.99                  | 5.84                              |
| 総 資 産 (百万円)     | 5,658                 | 7,311                  | 9,526                  | 13,181                            |
| 純 資 産 (百万円)     | 2,400                 | 2,814                  | 3,173                  | 3,221                             |

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産は自己株式を控除した期中発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2023年 1 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っておりますが、第 9 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当社は、2023年 6 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っておりますが、第 9 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。
4. 当社は、2024年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っておりますが、第 9 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 対処すべき課題

当社を取り巻く市場環境は急速に変化し、益々競争が激化しております。そのような市場環境で継続的な成長を図るために、既存事業であるレンタル関連事業の安定した収益拡大を図るとともに、更なる成長が期待できる事業への取り組みを行い、更にはこれらを支える人材育成や管理体制の強化を対処すべき課題と定め、以下のような課題に取り組んでまいります。なお、文中の課題に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### ① レンタル関連事業の強化

建設事業者あるいは足場施工業者等の当社の顧客においては、更なる事業拡大のための機材投資の他、劣化・破損・滅失等による仮設機材等の一定の補充更新需要があり、機材投資に係る資金負担が生じる中、当社の扱うレンタル品の活用により、投資負担を軽減しながら事業展開されているものと考えます。一方、当社にとっても、上記の顧客のニーズに的確に応えることで、機材のレンタル在庫量が増加し安定した収益の拡大に繋げることが可能となります。また、機材センターの開設に際しては、既存センターの立地状況を踏まえ、同一地域におけるドミナント形成も考慮に入れながら展開することとしております。顧客に対するサービスの品揃えとして、レンタルだけでなく販売も手掛けることで、単なるレンタルサービスを提供する会社からの脱却を図り、レンタル品・購入品の最適な比率のアドバイスなど、様々な相談にお応えしながら当社をご利用いただけるよう取り組んでまいります。

#### ② 事業展開の実施

当社は仮設機材のレンタル・販売を主たる事業として展開しておりますが、単一事業であるが故に、サービスを提供する業界に不測の事態が発生した場合において、業績に大きな影響が出る可能性があるため、足場レンタル事業を安定的な事業基盤としながらも、周辺事業や新市場に進出することで、「非連続な成長の実現」を目指すことが、当社の持続的な企業価値への向上には不可欠であると認識しております。上記の周辺事業や新市場への進出に際しましては、海外への展開も視野に入れ、特にASEAN諸国は今後の急成長が見込まれており、既にベトナム社会主義共和国には子会社ASNOVA VIETNAM CO.,LTDを設立し事業展開中であり、今後の成長のためASEAN諸国は事業展開の強化が不可欠なエリアであると認識しております。上記のことから、当事業年度におきましてはシンガポール共和国で仮設トイレのレンタル及び衛生関連ソリューションサービスを展開している、Qool Enviro Pte.Ltd.の全株式を取得し子会社化する準備を整えてまいりました。

### ③ 人材育成・管理体制の強化

社内に新たな事業を担う社員を育成することを目的として、人事制度の再構築に取り組んでおります。具体的には、評価制度の見直しを実施し、併せて外部教育機関への入学支援や網羅的にスキルや知識を習得する教育制度の再構築を進めております。また、機材センター業務の簡素化・標準化・デジタル化を推進し、在庫予測にAIを活用する等、効率的な運営を実現するとともに、バックオフィス体制の再構築として、業務分掌を見直し、最適人数にあわせた人員補充を進め、コンプライアンス意識の更なる向上等、管理体制の強化に取り組んでまいります。

### (4) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は、「レンタル関連事業セグメント」において、クサビ緊結式足場（以下、クサビ式足場）の「仮設機材レンタル」、新品の仮設機材を販売する「仮設機材販売」の2つのサービスラインを展開しております。全国の機材センターを通じて、仮設機材を即日レンタルしたいという工事業者のニーズにワンストップで対応できる体制整備を図っております。今後、ますます深刻化することが予想される建設現場の人手不足、作業効率向上、コスト削減等のニーズを支援する総合サービスを全国展開することで、更なる成長を成し遂げてまいります。

| セグメント    | サービスライン  | 提供サービスの主な内容                                                                               |
|----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| レンタル関連事業 | 仮設機材レンタル | 戸建住宅や中低層マンション向けに普及しているクサビ式足場を主要とした仮設機材のレンタルサービスを全国の中小足場施工業者に提供しております。                     |
|          | 仮設機材販売   | 仮設機材レンタルを利用する顧客の利便性向上を目的とし、新品の仮設機材を中心に販売しております。<br>中古機材の買取・販売を行うECサイト「ASNOVA市場」を運営しております。 |



(5) 主要な事業所等（2025年3月31日現在）

- ① 本社及び名古屋営業所      名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12  
グローバルゲート26階

- ② 営業所

| 営 業 所 | 住 所                              |
|-------|----------------------------------|
| 仙 台   | 宮城県仙台市太白区長町5丁目1-20<br>ヤマサビル2-東号室 |
| 東 京   | 東京都新宿区西新宿8-1-2<br>PMO西新宿5階       |
| 大 阪   | 大阪府大阪市北区梅田3-4-5<br>毎日新聞ビル8階      |

- ③ 機材センター

| エ リ ア       | センター数 | 所 在 地                                                                      |
|-------------|-------|----------------------------------------------------------------------------|
| 北 海 道 ・ 東 北 | 1     | 宮城県仙台市                                                                     |
| 関 東         | 10    | 栃木県河内郡、埼玉県比企郡、埼玉県蓮田市、埼玉県ふじみ野市、千葉県野田市、千葉県柏市、千葉県四街道市、神奈川県藤沢市、神奈川県相模原市、静岡県富士市 |
| 中 部         | 5     | 愛知県みよし市、愛知県一宮市、愛知県弥富市、岐阜県多治見市、福井県鯖江市                                       |
| 関 西         | 4     | 京都府京田辺市、大阪府羽曳野市、大阪府和泉市、兵庫県三木市                                              |
| 中 国         | 1     | 岡山県倉敷市                                                                     |
| 九 州         | 2     | 佐賀県鳥栖市、熊本県熊本市                                                              |
| 合 計         | 23    |                                                                            |

- ④ 重要な子会社

| 会 社 名                  | 所在地                   | 資本金         | 当社の議決権比率 | 主要な事業    |
|------------------------|-----------------------|-------------|----------|----------|
| ASNOVA VIETNAM CO.,LTD | ベトナム社会主義共和国<br>ホーチミン市 | 17,200百万VND | 100.0%   | 仮設機材レンタル |

## (6) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員数

| 従業員数      | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|
| 166 (-) 名 | 17名増        |

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループはレンタル関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 152 (-) 名 | 14名増      | 37.6歳 | 3.7年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (7) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

| 借入先         | 借入額         |
|-------------|-------------|
| 株式会社三井住友銀行  | 2,703,689千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 2,663,345   |
| 株式会社福井銀行    | 839,990     |
| 株式会社北陸銀行    | 645,026     |
| 株式会社あいち銀行   | 505,032     |
| 株式会社滋賀銀行    | 390,803     |
| 株式会社京都銀行    | 335,066     |

## (8) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2025年1月1日付で「足場架組工事サービス」に関する事業を平成実業有限会社へ事業譲渡いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2025年3月31日現在）

|            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 49,276,800株 |
| ② 発行済株式の総数 | 12,438,400株 |
| ③ 株主数      | 2,648名      |
| ④ 単元株式数    | 100株        |
| ⑤ 大株主      |             |

| 株 主 名                           | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         |
|---------------------------------|-----------------|---------|
|                                 | 持 株 数           | 持 株 比 率 |
| 一 般 社 団 法 人 ニ チ レ ン             | 5,132,400株      | 41.26%  |
| 上 田 桂 司                         | 3,975,800株      | 31.97%  |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社             | 159,000株        | 1.28%   |
| グローバル・タイガー・ファンド4号投資事業有限責任組合     | 144,000株        | 1.16%   |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                 | 109,900株        | 0.88%   |
| 中 村 真 一 郎                       | 105,000株        | 0.84%   |
| A S N O V A 従 業 員 持 株 会         | 94,400株         | 0.76%   |
| 三 菱 U F J e ス マ ー ト 証 券 株 式 会 社 | 72,500株         | 0.58%   |
| 張 賀 楠                           | 70,400株         | 0.57%   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券               | 67,900株         | 0.55%   |

（注）持株比率は自己株式（548株）を控除して計算しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は2023年12月5日開催の取締役会において、2024年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

これにより発行可能株式総数は49,276,800株に、発行済株式の総数は12,438,400株となりました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                    |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 上 田 桂 司 |                                                                                                                                                                            |
| 取 締 役     | 加 藤 大 介 | 管理本部長                                                                                                                                                                      |
| 取 締 役     | 森 下 哲   | 仮設事業本部長                                                                                                                                                                    |
| 取 締 役     | 梅 下 翔太郎 | セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社 取締役<br>セレンディップ・ホールディングス株式会社 インベストメント担当執行役員<br>三河鉱産株式会社 取締役                                                                                         |
| 常 勤 監 査 役 | 岩 本 圭 弘 |                                                                                                                                                                            |
| 監 査 役     | 村 木 慎 吾 | 村木税理士事務所 代表<br>SANWA・TRANS・NET株式会社 監査役<br>一般社団法人taxable 代表理事<br>株式会社ゴトウ洋服店 監査役<br>株式会社GOTOH 監査役<br>株式会社マーグラ 取締役<br>有限会社Weeds Racing 取締役<br>小池産業株式会社 監査役<br>小池イマテクス株式会社 監査役 |
| 監 査 役     | 村 治 規 行 | 大阪府河内長野市 代表監査委員<br>奏和法律事務所 パートナー弁護士                                                                                                                                        |

- (注) 1. 取締役 梅下翔太郎氏は社外取締役であります。
2. 取締役 梅下翔太郎氏は公認会計士の資格を有しており、他社において取締役を務めていることも鑑み、経営の監督役として適任と判断しております。
3. 監査役 村木慎吾氏及び村治規行氏は社外監査役であります。
4. 監査役 村木慎吾氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 村治規行氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。但し、法令違反等の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
7. 当社は、社外取締役梅下翔太郎氏並びに社外監査役村木慎吾氏及び村治規行氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び各監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |        |        |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|--------------------|--------------------|--------|--------|-------|-----------------------|
|                  |                    | 固定報酬               | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等 | 退職慰労金 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 56,040<br>(4,800)  | 56,040<br>(4,800)  | —      | —      | —     | 4<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12,600<br>(7,200)  | 12,600<br>(7,200)  | —      | —      | —     | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 68,640<br>(12,000) | 68,640<br>(12,000) | —      | —      | —     | 7<br>(3)              |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年6月24日開催の第6期定時株主総会において取締役の報酬額を年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち社外取締役1名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月24日開催の第6期定時株主総会において監査役の報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、委員の過半数を独立社外役員とする任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役に関する報酬制度の運用については、この指名・報酬委員会における審議及び取締役会への答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役 梅下翔太郎氏はセレンディップ・ホールディングス株式会社 インベストメント担当執行役員、セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社 取締役及び三河鉱産株式会社 取締役であります。当社と各兼職先の間には特別な関係はありません。

- ・ 社外監査役 村木慎吾氏は村木税理士事務所の代表者、SANWA・TRANS・NET株式会社 監査役、一般社団法人taxable 代表理事、株式会社ゴトウ洋服店 監査役、株式会社GOTOH 監査役、株式会社マーズ 取締役、有限会社Weeds Racing 取締役、小池産業株式会社 監査役及び小池イマテクス株式会社 監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役 村治規行氏は、大阪府河内長野市 代表監査委員及び奏和法律事務所 パートナー弁護士であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

### ・ 社外取締役

|                  | 出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                         |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>梅 下 翔太郎 | 当事業年度に開催された書面決議を含む取締役会17回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地、コンサルタント及び他社での取締役の経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に中長期的な経営計画におけるマーケット戦略や収支・投資計画による事業計画への影響について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |

### ・ 社外監査役

|                  | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                       |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外監査役<br>村 木 慎 吾 | 当事業年度に開催された書面決議を含む取締役会17回の全てに、また監査役会15回の全てに出席いたしました。<br>税理士としての専門的見地から取締役会においての意思決定の妥当性・適正性を確保する発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社子会社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。       |
| 社外監査役<br>村 治 規 行 | 当事業年度に開催された書面決議を含む取締役会17回の全てに、また監査役会15回の全てに出席いたしました。<br>弁護士としての専門的見地から取締役会においての意思決定の妥当性・適正性を確保する発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社子会社のコンプライアンス体制について適宜、必要な発言を行っております。 |



5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

|                                       | 支払額      |
|---------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                   | 24,000千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、法令及び定款に基づき企業倫理に則り職務を執行するための倫理規範及び行動基準を明確に定め、これを遵守するとともに、コンプライアンス委員会の運営や内部通報制度の運用等を通して、コンプライアンス体制の整備を図るものいたします。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書等の主要な情報を法令や社内規程に従い適切に保存及び管理するものいたします。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、業務の執行に係る個々の損失の危険に応じて社内規程を制定するとともに、従業員教育の実施や内部通報制度の運用を通してリスク管理体制を整備し、損失の危険を回避・予防するものいたします。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。「取締役会規則」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」を定めることにより、取締役の職務、権限、責任の明確化を図り、取締役の効率的な職務執行が行われる体制を整備するものいたします。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、従業員が法令及び定款を遵守し企業倫理に則り職務を執行するための倫理規範及び行動基準を明確に定めるとともに、コンプライアンス委員会による従業員教育の実施や内部通報制度の運用を通して、コンプライアンス体制の整備を図るものいたします。

#### ⑥ 当該株式会社における業務の適正を確保するための体制

取締役は、全社を対象に内部統制システムの基本方針の周知・遵守を推進するとともに、コンプライアンス委員会の活動を通して、全社が法令等を遵守し適正に業務を執行する体制を整備するものいたします。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに応じ、取締役から独立した専属の従業員を置くものいたします。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号に定める従業員は、業務執行に係る役職を兼務しないとともに、その任命及び解任については、あらかじめ監査役会の同意を必要とするものいたします。また、任命された従業員に対する指示命令は、監査業務の範囲内において監査役に帰属するものいたします。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び従業員は、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役会等の経営上重要な会議に出席する監査役に対し重要な決裁書類を閲覧に供するとともに、業務及び財産の状況を報告するほか、監査役の要請に応じて調査内容に関する報告を行うものいたします。また、報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けることを禁止するものいたします。

- ⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用等に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、当該請求が適正でない場合を除き、円滑に行える体制といたします。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、常勤監査役1名と、当社と利害関係のない社外監査役2名の合計3名で構成され、取締役の職務執行を監査するものいたします。また、会計監査につきましては、会計監査人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものいたします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制について、2019年7月17日の取締役会決議において、内部統制システムの基本方針を決定し、2024年4月12日開催の取締役会にて一部改訂いたしました。今後も環境の変化に応じて適宜見直しを行い、より一層の改善・充実を図ってまいります。

### ② コンプライアンス

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役社長をコンプライアンス推進の実施統括責任者とし、研修等必要な諸活動を推進・管理し、その周知徹底と遵守を図っております。

### ③ リスク管理

当社は、当社及び従業員とその家族が重大な危機に直面したときの対応について定めた「危機管理規程」を制定し、危機発生時の危機管理委員会による危機への対応等、全社的な危機管理体制の強化を図っております。危機に対応する事前の準備、対応方法、事例研究、教育訓練等の定期的な運用は、原則として半期に1回開催される防災委員会、交通安全委員会、安全衛生委員会及びコンプライアンス委員会で管理しており、各種委員会を通じ、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。更に、地震、火災等の災害に対処するため、「防災管理規程」の制定及び緊急連絡網の整備を行い、不測の事態に備えております。また、全拠点における地域のハザードマップを各市区町村から取得し、事前に社内展開を行っております。

### ④ 取締役の職務執行

取締役会は、計4名で構成されており、取締役会の監督機能の一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、取締役4名のうち1名を社外取締役としております。取締役会は月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、迅速な意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項、経営方針、事業戦略、事業年度計画のほか、経営に関する重要事項の決定と各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

⑤ 監査役

監査役会は、常勤監査役 1 名と、当社と利害関係のない社外監査役 2 名の合計 3 名で構成され、取締役の職務執行を監査するものいたします。また、会計監査につきましては、監査法人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものいたします。取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行状況を監視できる体制となっております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1 株につき普通配当 1 円とさせていただく予定となり、中間配当金 1 株につき 1 円を実施しておりますので、年間配当金は 1 株につき 2 円となります。

(注) 当社は 2024 年 4 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を実施しております。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
|-------------------|------------|-----------------|------------|
| (資 産 の 部)         |            | (負 債 の 部)       |            |
| 流 動 資 産           | 4,186,659  | 流 動 負 債         | 4,631,051  |
| 現 金 及 び 預 金       | 3,182,773  | 買 掛 金           | 53,978     |
| 受 取 手 形           | 22,284     | 短 期 借 入 金       | 2,200,000  |
| 売 掛 金             | 618,027    | 1年内返済予定の長期借入金   | 2,091,058  |
| 商 品               | 143,558    | 未 払 法 人 税 等     | 51,253     |
| そ の 他             | 220,221    | そ の 他           | 234,761    |
| 貸 倒 引 当 金         | △205       | 固 定 負 債         | 5,348,816  |
| 固 定 資 産           | 8,772,280  | 長 期 借 入 金       | 5,308,718  |
| 有 形 固 定 資 産       | 8,520,167  | そ の 他           | 40,098     |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 595,855    | 負 債 合 計         | 9,979,868  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 115,851    | (純 資 産 の 部)     |            |
| 賃 貸 資 産           | 5,088,909  | 株 主 資 本         | 2,988,701  |
| 土 地               | 2,698,897  | 資 本 金           | 247,477    |
| そ の 他             | 20,654     | 資 本 剰 余 金       | 466,128    |
| 無 形 固 定 資 産       | 44,374     | 利 益 剰 余 金       | 2,275,221  |
| そ の 他             | 44,374     | 自 己 株 式         | △126       |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 207,738    | その他の包括利益累計額     | △9,629     |
| そ の 他             | 237,616    | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | △9,629     |
| 貸 倒 引 当 金         | △29,878    | 純 資 産 合 計       | 2,979,071  |
| 資 産 合 計           | 12,958,939 | 負 債 純 資 産 合 計   | 12,958,939 |

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 4,266,335 |
| 売上原価            |         | 3,258,591 |
| 売上総利益           |         | 1,007,744 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 958,974   |
| 営業利益            |         | 48,769    |
| 営業外収益           |         |           |
| 為替差益            | 6,202   |           |
| 受取保険金           | 22,081  |           |
| 足場資材売却益         | 8,805   |           |
| スクラップ売却益        | 9,161   |           |
| その他の            | 7,419   | 53,669    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 46,731  |           |
| 固定資産除却損         | 9,198   |           |
| その他の            | 969     | 56,899    |
| 経常利益            |         | 45,540    |
| 特別利益            |         |           |
| 事業譲渡益           | 41,576  | 41,576    |
| 特別損失            |         |           |
| 減損損失            | 16,251  | 16,251    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 70,866    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 113,692 |           |
| 法人税等調整額         | △18,060 | 95,631    |
| 当期純損失           |         | △24,765   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |         | —         |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |         | △24,765   |

**連結株主資本等変動計算書**  
(2024年 4 月 1 日から)  
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |           |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高                   | 247,477 | 466,128   | 2,324,862 | △126    | 3,038,342 |
| 当連結会計年度変動額                    |         |           |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           | △24,875   |         | △24,875   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失 ( △ ) |         |           | △24,765   |         | △24,765   |
| 株主資本以外の項目の当連<br>結会計年度変動額 (純額) |         |           |           |         |           |
| 当連結会計年度変動額合計                  | －       | －         | △49,641   | －       | △49,641   |
| 当連結会計年度末残高                    | 247,477 | 466,128   | 2,275,221 | △126    | 2,988,701 |

|                               | その他の包括利益累計額     |               | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------|---------------|-----------|
|                               | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | その他の包括利益累計額合計 |           |
| 当連結会計年度期首残高                   | △10,936         | △10,936       | 3,027,405 |
| 当連結会計年度変動額                    |                 |               |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                 |               | △24,875   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失 ( △ ) |                 |               | △24,765   |
| 株主資本以外の項目の当連<br>結会計年度変動額 (純額) | 1,306           | 1,306         | 1,306     |
| 当連結会計年度変動額合計                  | 1,306           | 1,306         | △48,334   |
| 当連結会計年度末残高                    | △9,629          | △9,629        | 2,979,071 |

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 連結子会社の数     | 1 社                    |
| 主要な連結子会社の名称 | ASNOVA VIETNAM CO.,LTD |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 棚卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

##### ② 減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物及び賃貸資産は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|         |        |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 3年～50年 |
|---------|--------|

|           |        |
|-----------|--------|
| 機械装置及び運搬具 | 7年～45年 |
|-----------|--------|

|      |    |
|------|----|
| 賃貸資産 | 5年 |
|------|----|

##### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

##### ・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

##### ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ 引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算出する。

ステップ4：取引価格を契約における個別の履行義務を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) レンタルサービスに係る収益

主に仮設機材のレンタルであり、顧客との取引基本契約に基づいた「レンタル部材発注書」により、レンタルサービスを提供する履行義務を負っております。当該発注書によるレンタル契約は、部材を引き渡した際に履行義務の充足が開始し、部材の引き取り日まで時間の経過とともに履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね3ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### (2) 商品の販売に係る収益

主に仮設機材の販売であり、顧客との売買取引基本契約に基づいた「注文書 兼注文請書」により、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。一つの契約に含まれる複数の履行義務を個別に履行していく場合においては、一時点で充足される履行義務として、当該商品に対する支配を顧客が獲得することにより履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね3ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

### ⑤ 重要な外貨建の資本又は負債の本邦通貨への換算の基準

連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる連結計算書類への影響はありません。また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取手数料」及び「売電収入」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

（単位：千円）

|                   | 当連結会計年度<br>(2025年3月31日) |
|-------------------|-------------------------|
| 減損損失              | 16,251                  |
| 有形固定資産            | 8,520,167               |
| 減損の兆候が認識された有形固定資産 | 2,557,476               |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社及び連結子会社は、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、主に管理会計上の事業所区分及び賃貸物件をグルーピングの単位として資産のグルーピングを行った上で、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しています。ただし、将来の使用が見込まれない遊休資産などは、個別に判定しております。なお、機材センター開設の際には、一定の収益獲得を前提としたプレミアム部分を上乗せした額で土地を取得するケースも多くあるため、一部の機材センターについては業績に関わらず毎期減損の兆候を認識しております。

② 見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業所区分別及び賃貸物件の将来計画に基づいております。事業所区分別の売上高及び収益の予測は事業展開を行っている市場の需要見通しを基礎として算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価額等を基準にして合理的に算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度以降の売上予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 土地 | 1,011,742千円 |
| 計  | 1,011,742千円 |

② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 300,000千円   |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 924,816千円   |
| 長期借入金         | 2,628,931千円 |
| 計             | 3,853,747千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,448,152千円

減損損失累計額は、減価償却累計額に含めて表示しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 12,438,400株
- (2) 配当に関する事項  
① 配当金支払額

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 2024年6月26日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 12,437         | 2.0              | 2024年3月31日 | 2024年6月27日 |
| 2024年10月16日<br>取 締 役 会    | 普通株式  | 12,437         | 1.0              | 2024年9月30日 | 2024年12月2日 |

(注)当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2024年3月31日を基準日とする「1株当たり配当額」は、当該株式分割前の金額を記載しております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議 予 定                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 2025年6月26日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 12,437         | 1.0              | 2025年3月31日 | 2025年6月27日 |

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項  
① 金融商品に対する取り組み方針  
当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入等により調達しております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制  
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、その全てが1ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。
- ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等はありません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|                   | 連結貸借対照表計上額 | 時 価       | 差 額 |
|-------------------|------------|-----------|-----|
| ① 長 期 借 入 金 (※ 1) | 7,399,776  | 7,399,776 | —   |

(※ 1) 長期借入金の中には、1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要性を観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区 分       | 時 価  |           |      |           |
|-----------|------|-----------|------|-----------|
|           | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合 計       |
| 長 期 借 入 金 | —    | 7,399,776 | —    | 7,399,776 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金は全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

当社及び連結子会社は、レンタル関連事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

|               | 売上高（千円）   |
|---------------|-----------|
| レンタル売上        | 3,537,711 |
| 販売売上          | 622,104   |
| 工事売上          | 76,197    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,236,013 |
| その他の収益        | 30,321    |
| 外部顧客への売上高     | 4,266,335 |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

### (1) 1株当たり純資産額

239円52銭

### (2) 1株当たり当期純損失

△1円99銭

## 10. 企業結合に関する注記

### 事業分離

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、「足場架組工事サービス」に関する事業を平成実業有限会社へ譲渡することについて決議し、2024年11月20日に事業譲渡契約を締結いたしました。これに基づき、2025年1月1日付で事業譲渡を実施いたしました。

#### (1) 事業分離の概要

##### ① 事業分離を行った主な理由

当社は2025年3月期中期経営計画において、①ASNOVAの拠点網拡大、②新規顧客拡大の取り組み、③「仮設機材の総合サイト」本格稼働、④ベトナムシェアNo.1のための基盤強化、の4点を成長戦略に掲げ、企業価値の向上に取り組んでおります。このような当社の戦略を踏まえ、取り組みに沿った分野へ経営資源を集中させることが、中長期的な企業価値の向上につながると判断し、1拠点のみで展開しております足場架組工事サービス部門である敦賀工事センターを平成実業有限会社へ事業譲渡することを決定いたしました。

##### ② 分離先企業の名称

平成実業有限会社

##### ③ 分離した事業の内容

足場架組工事の受注(当社グループ受注後、外部業者へ委託)

##### ④ 事業分離日

2025年1月1日

##### ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金のみとする事業譲渡

#### (2) 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日) に基づき会計処理を行っております。

なお、当連結会計年度において、本事業分離に関連する事業譲渡益41,576千円を特別利益に計上しております。

#### (3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

レンタル関連事業

#### (4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

|      |          |
|------|----------|
| 売上高  | 76,197千円 |
| 営業利益 | 11,132千円 |



## 11. 重要な後発事象に関する注記

### 株式取得による会社等の買収

当社は、2025年3月17日開催の取締役会において、Qool Enviro Pte.Ltd.（以下、Qool社）の全株式を取得し子会社化することについて決議し、2025年4月1日付で全株式の取得を完了いたしました。

#### (1) 企業結合の概要

##### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 被取得企業の名称 | Qool Enviro Pte.Ltd.       |
| 事業の内容    | 仮設トイレのレンタル、衛生関連ソリューションサービス |

##### ② 企業結合を行った主な理由

当社の主要事業である足場レンタル事業は、翌連結会計年度以降も需要が旺盛であると見込んでおります。しかしながら、一つの事業のみを継続・深化することは、中長期的な観点からはリスクが伴うことから、足場レンタル事業を安定的な事業基盤としながらも、周辺事業や新市場に進出することで、「非連続な成長の実現」を目指すことが、当社の持続的な企業価値の向上には不可欠であると認識しております。また、上記の周辺事業や新市場への進出に際しましては、海外への展開も視野に入れております。特に、ASEAN諸国は今後急成長が見込まれており、既にベトナム社会主義共和国には子会社(ASNOVA VIETNAM CO.,LTD)を設立し、事業をベトナム各地で展開中です。今後の成長のため、ASEAN諸国は事業展開の強化が不可欠なエリアであると認識しております。上記のとおり、今後の事業展開方針を踏まえまして、この度、Qool社の株式を取得し子会社化するため、株式譲渡契約を締結することを決議いたしました。Qool社は、ASEAN諸国のハブとして最適な立地であるシンガポールにおいて、仮設トイレのレンタル及び衛生関連ソリューションサービスを展開している企業です。Qool社による仮設トイレのレンタル業は、当社の足場のレンタル業の知見・経験を活用することが可能であるとともに、安定的な事業運営が可能であり、収益性も非常に高くなっております。また、シンガポールは今後高齢化により事業承継が増加することが予想されており、現地での積極的なM&A活動の足掛かりにしたいと考えております。当社は、2030年のありたい姿として、「足場レンタル事業が確固たる収益基盤となり新規事業が成長エンジンとして一層の収益拡大を牽引する高収益のグローバルな循環型ビジネスのエクセレントカンパニーでありたい」を掲げております。シンガポールで事業を展開するQool社を子会社化することは、当社が目指していきたい方向性に大きく資することが見込まれることから、Qool社の株式を取得することを決定した次第です。今後も当社はパーパスである『『カセツ』の力で、社会に明日の場を創りだす。』を軸として、持続的な成長を目指してまいります。

##### ③ 企業結合日

2025年4月1日

##### ④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

##### ⑤ 結合後企業の名称

Qool Enviro Pte.Ltd.

⑥ 取得する議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |             |
|-------|----|-------------|
| 取得の対価 | 現金 | 2,013,390千円 |
| 取得原価  |    | 2,013,390千円 |

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

仲介手数料等 127,688千円

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内容

現時点では確定しておりません。

## 12. 追加情報に関する注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律（令和7年法第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算については、使用する法定実効税率を30.6%から31.5%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>    |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,284,619</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>4,610,935</b>  |
| 現金及び預金          | 3,042,840         | 買掛金              | 46,526            |
| 受取手形            | 22,284            | 短期借入金            | 2,200,000         |
| 売掛金             | 892,358           | 1年内返済予定の長期借入金    | 2,091,058         |
| リース債権           | 88,693            | リース債務            | 3,488             |
| 商成品             | 143,558           | 未払金              | 79,471            |
| 未成工事支出金         | 310               | 未払費用             | 8,292             |
| 貯蔵品             | 3,186             | 未払法人税等           | 51,253            |
| 前払費用            | 35,412            | 前受金              | 12,719            |
| その他の金           | 56,179            | 預り金              | 4,634             |
| 貸倒引当金           | △205              | 賞与引当金            | 50,607            |
| <b>固定資産</b>     | <b>8,896,701</b>  | その他の             | 62,882            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,978,212</b>  | <b>固定負債</b>      | <b>5,348,816</b>  |
| 建物              | 141,362           | 長期借入金            | 5,308,718         |
| 構築物             | 453,143           | リース債務            | 6,951             |
| 機械及び装置          | 14,010            | 資産除去債務           | 33,147            |
| 車両運搬具           | 93,434            | <b>負債合計</b>      | <b>9,959,751</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 10,912            | <b>(純資産の部)</b>   |                   |
| 賃貸資産            | 4,557,386         | <b>株主資本</b>      | <b>3,221,568</b>  |
| 土地              | 2,698,897         | <b>資本金</b>       | <b>247,477</b>    |
| リース資産           | 8,618             | <b>資本剰余金</b>     | <b>466,128</b>    |
| 建設仮勘定           | 446               | 資本準備金            | 237,477           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>32,571</b>     | その他資本剰余金         | 228,650           |
| 商標              | 984               | <b>利益剰余金</b>     | <b>2,508,089</b>  |
| ソフトウェア          | 29,095            | 利益準備金            | 2,500             |
| その他の            | 2,491             | その他利益剰余金         | 2,505,589         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>885,918</b>    | 繰越利益剰余金          | 2,505,589         |
| 長期貸付金           | 700,000           | <b>自己株式</b>      | <b>△126</b>       |
| 破産更生債権等         | 29,878            | <b>純資産合計</b>     | <b>3,221,568</b>  |
| 繰延税金資産          | 42,330            | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>13,181,320</b> |
| その他の            | 248,408           |                  |                   |
| 貸倒引当金           | △134,699          |                  |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>13,181,320</b> |                  |                   |

# 損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   |         | 金 額 |           |
|-----------------------|---------|-----|-----------|
| 売 上 高                 |         |     | 4,368,144 |
| 売 上 原 価               |         |     | 3,260,973 |
| 売 上 総 利 益             |         |     | 1,107,171 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         |     | 742,657   |
| 営 業 利 益               |         |     | 364,513   |
| 営 業 外 収 益             |         |     |           |
| 受 取 利 息               | 16,730  |     |           |
| 受 取 保 険 金             | 22,081  |     |           |
| 足 場 資 材 売 却 益         | 8,805   |     |           |
| ス ク ラ ッ プ 売 却 益       | 9,161   |     |           |
| そ の 他                 | 8,622   |     | 65,401    |
| 営 業 外 費 用             |         |     |           |
| 支 払 利 息               | 46,731  |     |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 9,198   |     |           |
| そ の 他                 | 701     |     | 56,631    |
| 経 常 利 益               |         |     | 373,284   |
| 特 別 利 益               |         |     |           |
| 事 業 譲 渡 益             | 41,576  |     | 41,576    |
| 特 別 損 失               |         |     |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 107,999 |     |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 104,820 |     |           |
| 減 損 損 失               | 16,251  |     | 229,071   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         |     | 185,789   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 113,692 |     |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △506    |     | 113,185   |
| 当 期 純 利 益             |         |     | 72,604    |

**株主資本等変動計算書**  
(2024年 4 月 1 日から)  
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |          |         |
|-------------------------|---------|-----------|----------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |         |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高               | 247,477 | 237,477   | 228,650  | 466,128 |
| 事業年度中の変動額               |         |           |          |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |          |         |
| 当 期 純 利 益               |         |           |          |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |          |         |
| 事業年度中の変動額合計             | －       | －         | －        | －       |
| 当 期 末 残 高               | 247,477 | 237,477   | 228,650  | 466,128 |

|                         | 株 主 資 本   |                                    |             |         |           | 純資産合計     |
|-------------------------|-----------|------------------------------------|-------------|---------|-----------|-----------|
|                         | 利 益 剰 余 金 |                                    |             | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 |           |
|                         | 利益準備金     | その他利益<br>剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金計<br>合 |         |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 2,500     | 2,457,860                          | 2,460,360   | △126    | 3,173,840 | 3,173,840 |
| 事業年度中の変動額               |           |                                    |             |         |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |           | △24,875                            | △24,875     |         | △24,875   | △24,875   |
| 当 期 純 利 益               |           | 72,604                             | 72,604      |         | 72,604    | 72,604    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |                                    |             |         |           |           |
| 事業年度中の変動額合計             | －         | 47,728                             | 47,728      | －       | 47,728    | 47,728    |
| 当 期 末 残 高               | 2,500     | 2,505,589                          | 2,508,089   | △126    | 3,221,568 | 3,221,568 |

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物及び賃貸資産については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 建物   | 3～50年 |
| 構築物  | 5～45年 |
| 賃貸資産 | 5年    |

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

##### ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ・その他の無形固定資産

定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における個別の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) レンタルサービスに係る収益

主に仮設機材のレンタルであり、顧客との取引基本契約に基づいた「レンタル部材発注書」により、レンタルサービスを提供する履行義務を負っております。当該発注書によるレンタル契約は、部材を引き渡した際に履行義務の充足が開始し、部材の引き取り日まで時間の経過とともに履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね3ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 商品の販売に係る収益

主に仮設機材の販売であり、顧客との売買取引基本契約に基づいた「注文書 兼注文請書」により、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。一つの契約に含まれる複数の履行義務を個別に履行していく場合においては、一時点で充足される履行義務として、当該商品に対する支配を顧客が獲得することにより履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね3ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

（1）当事業年度の計算書類に計上した額

（単位：千円）

|                   | 当事業年度（2025年3月31日） |
|-------------------|-------------------|
| 減損損失              | 16,251            |
| 有形固定資産            | 7,978,212         |
| 減損の兆候が識別された有形固定資産 | 1,886,297         |

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。



## 関係会社投融資の評価

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：千円)

|           | 当事業年度（2025年3月31日） |
|-----------|-------------------|
| 売掛金       | 309,298           |
| 流動資産その他   | 47,988            |
| 長期貸付金     | 700,000           |
| 貸倒引当金     | 104,820           |
| 関係会社株式評価損 | 107,999           |
| 貸倒引当金繰入額  | 104,820           |

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、関係会社の実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が十分な証拠により裏付けられている場合を除き、減損処理を行うこととしております。また、貸付金等の債権は、関係会社の財政状態及び経営成績等を考慮して回収可能性を判断し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしております。当社の子会社であるASNOVA VIETNAM CO.,LTDに対する投融資の評価については、当該子会社の事業計画及び財政状態等を考慮して評価を実施した結果、関係会社株式については全額を関係会社株式評価損として計上いたしました。また、債権については時価評価に基づく財政状態を加味し、債務超過相当額について貸倒引当金を計上いたしました。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 土地 | 1,011,742千円 |
| 計  | 1,011,742千円 |

(2) 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 300,000千円   |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 924,816千円   |
| 長期借入金         | 2,628,931千円 |
| 計             | 3,853,747千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,307,916千円

減損損失累計額は、減価償却累計額に含めて表示しております。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 357,286千円 |
| 長期金銭債権 | 700,000千円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引による取引高 | 168,919千円 |
| 営業取引以外の取引  | 16,449千円  |

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

|      |      |
|------|------|
| 普通株式 | 548株 |
|------|------|

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               | 当事業年度<br>(2025年3月31日) |
|---------------|-----------------------|
| 繰延税金資産        |                       |
| 貸倒引当金         | 42,224千円              |
| 未払事業税         | 4,314                 |
| 賞与引当金         | 15,485                |
| 関係会社株式評価損     | 34,019                |
| 一括償却資産        | 1,135                 |
| 資産除去債務        | 10,441                |
| 減損損失          | 14,234                |
| その他           | 5,538                 |
| 繰延税金資産小計      | 127,394               |
| 評価性引当額        | △77,741               |
| 繰延税金資産合計      | 49,652                |
| 繰延税金負債        |                       |
| 資産除去債務        | △7,322                |
| 繰延税金負債合計      | △7,322                |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 42,330                |

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律（令和7年法第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算については、使用する法定実効税率を30.6%から31.5%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の<br>名称                   | 議決権等の<br>所有割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容       | 取引金額<br>(千円) | 科目        | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------------------------|----------------------|---------------|-------------|--------------|-----------|--------------|
| 子会社 | ASNOVA<br>VIETNAM<br>CO.,LTD | (所有)<br>直接<br>100%   | 機材販売<br>資金貸付  | 仮設機材の販売(注)1 | 168,919      | 売掛金       | 168,919      |
|     |                              |                      |               | 資金の貸付(注)2   | 1,150,000    | 長期貸付金(注)3 | 700,000      |
|     |                              |                      |               | 貸付金の回収      | 700,000      |           |              |
|     |                              |                      |               | 利息の受取(注)2   | 16,449       | 流動資産その他   | 2,991        |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格の決定については、市場価格を勘案して交渉のうえ、決定しております。

(注) 2. ASNOVA VIETNAM CO.,LTDに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注) 3. 長期貸付金に対し、当事業年度において104,820千円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末において同額の引当金残高となっております。

1株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 259円01銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 5円84銭   |

企業結合に関する注記

事業分離

連結注記表「10. 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

重要な後発事象に関する注記

株式取得による会社等の買収

連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社ASNOVA  
取締役会 御中

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 有限責任監査法人 トーマツ      |              |
| 名古屋事務所             |              |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 北岡 宏 仁 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 後藤 泰 彦 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ASNOVAの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ASNOVA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社ASNOVA  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 北岡 宏 仁 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 後藤 泰 彦 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ASNOVAの2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、直接面談したほか、電話回線又はインターネット等を経由したオンライン会議システムも活用して、取締役、内部監査部門、その他の使用人、会計監査人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の責任者と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、確認いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社ASNOVA 監査役会

常勤監査役 岩 本 圭 弘

社外監査役 村 木 慎 吾

社外監査役 村 治 規 行

以 上

株主総会会場ご案内



会 場 名古屋市中村区平池町4丁目60番地の12 グローバルゲート  
名古屋コンベンションホール 3階 中会議室301+302  
電話番号 052-433-1488

交 通 あおなみ線「ささしまライブ駅」より徒歩約3分  
※歩行者デッキにて2階エントランスに直結

■駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

■会場での配慮が必要な方は、事前に当社総務部（052-589-1848）までご相談ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。